

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月十五日奈良県指令中土第五一―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十一月二十日中土第七〇―一四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十一月二十日中土第七一―六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手五二六番一及び五二六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手五二六番地

松原義徳

松原美保子

橿原市石川町三〇〇番地の一九

株式会社大匠建設 代表取締役 山下文聡

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字阪手五二六番七の一部